

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和5年3月14日(火)  
午後4時11分～午後4時29分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名  
委員長 大友康信 副委員長 菅原和子  
委員 熊谷克彦 委員 笹森波  
委員 千葉栄幸 委員 荒川洋平
- 4 委員外議員 3名  
議長 菊地忍 副議長 佐々木哲男  
議員 及川秀一
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 長 大澤博  
次長兼議会総務係長 西村雅裕  
主幹兼議事調査係長 佐藤恵子
- 7 協議事項  
付議事件
  - (1) 議会の運営に関する事項について
    - ① 追加議案の取扱いについて
  - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
    - ① 名取市議会の個人情報の保護に関する条例について
  - (3) 議長の諮問に関する事項について
    - ① 議員の派遣について

- (4) 議会基本条例の検証に関する事項について
  - ① 名取市議会基本条例実施計画について

午後4時11分 開会

○委員長（大友康信） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。はずかし

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

初めに、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 説明いたします。

まず、次第書の1ページ、1の（1）の① 追加議案の件名についてです。

今回、3か件の追加議案が提出されております。

まずは、議案第40号 名取市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

次に、議案第41号 名取市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。

次に、議案第42号 令和5年度名取市一般会計補正予算（第1号）です。

次に、次第書の1ページ、② 取扱い案について説明いたします。

併せて、別紙資料1、議事日程第8号を御覧ください。

初めに、ア 提案理由説明については、3月16日木曜日の日程第11 議案第10号 令和5年度名取市下水道事業等会計予算の採決の後、追加議案3か件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、イ 審議日については、提案理由説明の後、直ちに議案番号順に審議するものです。

次に、ウ 審議方法については、まず、議案第40号及び議案第41号について

は、冒頭に担当部長による補足説明を受け、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第42号については、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

なお、議案第40号及び議案第41号については、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免や傷病手当金の延長措置に関するものですが、厚生労働省からの事務連絡から2月定例会開会までの期間が僅かであり、当初議案として提案することが困難であったため、今回追加提案をお願いするものです。一部改正条例については、委員会付託を例とするものですが、本会期内での日程確保ができず、延長が必要であることから、委員会付託を省略し、本会議で審議を行うものです。

追加議案の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信） ただいま追加議案の取扱いについて説明をいたしましたが、御意見等がありましたら伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。追加議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取扱いについては原案のとおり決定いたしました。

次に、名取市議会の個人情報保護に関する条例についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 名取市議会の個人情報保護に関する条例について説明いたします。

次第書の2ページを御覧願います。① 提出議案について御説明いたします。

なお、今回の条例案については、2月20日に開催されました会派代表者会議の協議結果を踏まえ、御提案するものです。

会派代表者会議においては、条例の制定について議会運営委員会にかけ2月

定例会に上程していくことについては各会派の了承を得たところではありますが、日本共産党議員団より、会派で条例案に対して反対という立場でまとまっていることから、議会案の賛成者にはならず、全会一致とならないことを申し添えされております。

資料2を御覧願います。

まず、提案理由については「議会が保有する個人情報の取扱いに必要な事項を定めるため提案するものである。」としております。

次に、条例の概要及び2ページ以降の本条文については、令和5年1月12日に開催した議員全体会議で御説明させていただいたとおりとなりますので、本日の説明は割愛させていただきます。

なお、1月12日の議員全体会議の後に、市長提出議案として先日可決となりました法律施行条例の最終調整作業の中で修正点が発生し、議会における条例も併せて修正することとなった部分がありました。こちらについては、資料3により会派代表者会議で御報告させていただいております。この変更箇所を反映した最終案が資料2「名取市議会の個人情報の保護に関する条例」となっております。

また、条例中の罰則規定について協議を進めておりました検察庁より、議員全体会議後の1月27日に、こちらが提案する条例案について、特に問題はない旨の意見をいただいておりますので、こちらについても御報告させていただきます。

条例の内容については以上です。

次第書の2ページにお戻りください。

次に、②の取扱い（案）です。

議案提出者は、副議長とし、賛成者は議会運営委員会の委員といたします。ただし、会派代表者会議における日本共産党議員団の御意向を踏まえ、賛成者となる議会運営委員会の委員とは笹森 波委員以外の委員といたします。

上程については、本定例会の最終日の3月16日、議会案第1号採決の後に上程をいたします。

審議の進め方については、提案理由の後、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決方法は起立採決とする案です。

この取扱いについては、下の枠の中にあります、平成23年第6回定例会で提案いたしました名取市議会基本条例や、令和4年第7回定例会で提案いたしました議会ICT化推進特別委員会の設置についての議案審議の先例を参考とした案であります。

名取市議会の個人情報の保護に関する条例について、説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、名取市議会の個人情報の保護に関する条例について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。

名取市議会の個人情報の保護に関する条例については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、名取市議会の個人情報の保護に関する条例については、そのように決定いたしました。

次に、議員の派遣についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 御説明いたします。

次第書の2ページ下段と、資料4を御覧願います。

地方自治法第100条第13項及び名取市議会会議規則第156条の規定により、議員を派遣するもので、今回は2か件に対し、議員を派遣するものです。

初めに、1 宮城県議会大震災復興調査特別委員会の調査です。

こちらは、宮城県議会からの依頼によるもので、本市における復興の進捗状況について、宮城県議会大震災復興調査特別委員会と市及び市議会議員等と意見交換を行うものです。

派遣場所は名取市、派遣期間は令和5年3月22日水曜日です。派遣議員は、宮城県議会からの依頼に沿った形で、建設経済常任委員会に所属する、千葉栄幸議員、板橋美保議員、大泉徳子議員、齋 浩美議員、荒川洋平議員、及川秀一議員、それから佐々木哲男副議長、菊地 忍議長の8人とする案です。

次に、2 第75回東北市議会議長会定期総会です。

こちらは、東北市議会議長会の会計決算、事業計画・会計予算、その他議案の審議等のため派遣するものです。

場所は宮城県仙台市、期間は令和5年4月13日木曜日、派遣議員は菊地 忍議長です。

次第書2ページにお戻りください。

上程日及び採決方法（案）については、3月16日木曜日、議会案第2号についての採決後に上程し、簡易採決とするものです。

なお、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任するものです

議員の派遣については以上です。

○委員長（大友康信） ただいま議員の派遣について説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議員の派遣については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはそのように決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例実施計画についてを議題といたします。

議員間討議の実施については、2月16日に開催した本委員会において、一度持ち帰りとし、次回の議会運営委員会で改めて協議することとしておりました。

本日は、このことについて、委員各位より御意見をお伺いして協議を進めてまいりたいと思います。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後4時22分 休憩

---

【休憩中の協議概要】

<会派からの意見>

- ・（創政会）手続等については原案どおりで問題ないが、より議論が深まるような開催手法については改めて考えていく必要があるのではないか。
- ・（その他）その他の会派は、原案どおり。

<まとめ>

- ・必要に応じて議員間討議がスムーズに実施できるよう、手続等を原案のとおり整理し、議員協議会として実施することとする。
- ・名取市議会議会運営等に関する申し合わせ事項に、議員間討議に関する事項を追加する。
- ・令和5年4月から運用を開始し、課題が生じたり、手続に修正が必要となった際は、その都度、議会運営委員会で協議していく。

---

午後4時28分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

名取市議会基本条例実施計画については、休憩中の協議のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、連絡事項について書記より説明いたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 次第書3ページ、中段を御覧願います。

定例会最終日3月16日の本会議開会前に、去る2月20日の本会議において、議会の同意を得た農業委員会委員及び人権擁護委員について、執行部より紹介したいとの申入れがありました。

これをお受けする形で、本会議開会前に副市長から紹介していただきますので、3月16日については、開会5分前、9時55分に議場に御参集いただきたいと思いますと考えております。

○委員長（大友康信） 3月16日木曜日の定例会最終日については、ただいまの説明のとおり、定刻5分前までに御参集くださるようお願いいたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。



これをもって本日の議会運営委員会を終了いたします。  
大変お疲れさまでした。

午後 4 時 2 9 分 散会

令和 5 年 3 月 1 4 日

議会運営委員会

委員長 大 友 康 信